

# 発達障害児における教育相談システムの新たな構築

霜田 浩信

(文教大学教育学部)

盲・聾・養護学校における発達障害児に関わる教育相談では、本人に対してのみならず、保護者への相談、親子関係などへの相談等も含めて行われる必要がある。さらに、地域の特別支援教育のセンター的機能を有していくことが言われている今日、ますます、相談機能の拡大が求められている。そこで、本稿ではこれまでの盲・聾・養護学校における教育相談の実践を改めて捉え直し、今後の発達障害児に対する教育相談のあり方を模索した。盲・聾・養護学校での保護者への教育相談では、相談機会の豊富さ、相談開始時における基礎的情報の豊富さといった利点に基づいて、相談内容に応じて受容的になったり、指導的になったりと柔軟な相談の展開が可能であり、本人および保護者や家族の地域・生活に密着した相談が可能であることがうかがわれた。今後、新たな教育相談システムの構築が必要であり、教育相談担当等の専門スタッフの位置づけ、相談スタッフの専門性の向上、学校システムの実態の把握、相談機会の拡充としての E-mail の活用、教育相談を行う際の柔軟な体制づくりが課題として考えられた。

**Key Words :** 発達障害児 教育相談 相談システム

## はじめに

教育相談とは幼児・児童・生徒の学校教育場面における種々の不適応行動や問題行動あるいは情緒障害に適切な援助の手を差し伸べ、彼らの学校生活への適応を図ることを目的としている(山口, 1999)。

盲・聾・養護学校や特殊学級などの学校教育での発達障害児に対する教育相談としては、上記のような幼児・児童・生徒本人への援助といった機能に加え、本人を含めた保護者・家族への相談機能を持ち合わせている現状がある。「子どもの発達の促進」に対して直接的な教育・支援が行われるのは子ども自身に対してであるが、それに関わる問題や悩みを抱えるのは保護者、家族、きょうだいであることも多い。

1999年3月に出された「盲学校、聾学校及び養護学校 幼稚部教育要領、小学部・中学部学習指導要領、高等部学習指導要領」には「地域の実態や家庭の要請等により、障害のある乳幼児(児童、生徒)又はその保護者に対して教育相談を行うなど、各学校の教師の専門性や施設・設備を生かした地域における特殊教育に関する相談センターとしての役割を果たすように努めること」(文部省, 1999)と述べられている。

また、「盲学校、聾学校及び養護学校学習指導要領(平成11年3月)解説 - 総則等編 - 」(文部省, 2000)の幼稚部教育要領解説によれば、学校における相談・センター機能の具体的な活動内容として、保護者の障害受容への支援、良好な親子関係等の形成、乳幼児の発達の促進、障害に基づく種々の困難の改善・克服、特殊教育に対する理解、障害のある幼児の理解や指導に対する支援の項目を挙げている。また同解説書の小学部・中学部学習指導要領及び高等部学習指導要領解説によれば、学校における相談・センター機能の具体的な活動内容として、児童生徒に対する障害に基づく種々の困難の改善・克服を図るための直接的な支援、保護者が子どもの障害を受容できるようにするための支援、良好な親子関係を形成できるようにするための支援、障害のある子供の養育に関する保護者への支援、特殊教育の対する理解促進などを挙げている。

このように発達障害児に関わる教育相談といった場合、本人に対する教育・支援のみならず、保護者への支援、親子関係の支援も含めて行われる必要のあることが述べられている。しかし、このような発達障害児に対する教育相談はこれまで相談を受ける一教員の個人的な裁量の基に進められ、個人的な技量のもとに行わ

れており、全体的な構図をもってシステム化された教育相談体制が取られていたものではないように思える。

さらに、特殊教育から特別支援教育への転換が図られようとしている今日、「今後の特別支援教育のあり方（最終報告）」では、盲・聾・養護学校が果たすべき今後の役割の1つとして、地域の特別支援教育のセンター的機能を有する学校を挙げ、「盲・聾・養護学校は、これまで蓄積した教育上の経験やノウハウを活かして地域の小・中学校等における教育について支援を行うなどにより、地域における障害のある子どもの教育の中核的機関として機能することが必要である。」（文部科学省，2003）と述べている。

センター機能を持ち合わせることにより、相談機能として児童・生徒・保護者への相談のみならず、他機関との連携の中で地域の学校への相談等の業務をすべきであるとの方向性が打ち出されている。具体的な検討事項として「専門の部署の設置等による相談支援体制の充実、地域の研修会等の企画や支援を通じた指導上の知識や技能の小・中学校への普及等の取組を積極的に行うこと」（文部科学省，2003）が挙げられている。ますます、学校での相談機能の拡大が求められる。これまでの実践に基づいた盲・聾・養護学校における教育相談を改めて捉え直し、相談システムを構築していく必要性がある。

そこで、本稿では筆者が以前所属していた東京学芸大学教育学部附属養護学校（知的障害養護学校）での保護者に対する相談、発達障害相談部での相談、さらには東京学芸大学特殊教育研究施設で行われている発達障害相談事業における役割・機能の整理をする。それらを通して今日の特殊教育から特別支援教育への転換のなかで、学校教育としての求められているセンター・相談機能をどのように付加していけるのかを検討することによって、今後の発達障害児に対する教育相談のあり方を模索することを目的とする。

## ・東京学芸大学教育学部附属養護学校および東京学芸大学特殊教育研究施設での相談事業

### 1．東京学芸大学教育学部附属養護学校相談部

東京学芸大学教育学部附属養護学校相談部では、幼稚部における早期教育相談部門と発達障害相談就学児部門があり、それまでに研鑽、

蓄積してきた教育支援のノウハウを、地域支援および社会貢献として広く活かしていくことを目的としている。相談者としては、本人や保護者および家族、保育や教育にかかわる保育士や教員、海外帰国子女の保護者、学校を卒業した本人およびその保護者などを対象としている。また相談内容として、就学前の子どもの発育や就学、学齢期の子どもの生活や学習、海外から帰国する際の就学の手続き、卒業された本人や成人の進路や生活設計などに応じている。相談担当者は、学校の複数名の教員であり、東京学芸大学教育学部障害児教育学科および同大学附属特殊教育研究施設の教官による援助や助言を受けている。

### 2．東京学芸大学特殊教育研究施設での相談事業

東京学芸大学特殊教育研究施設では発達障害相談事業として、電話による発達障害相談、発達障害臨床研究指導、附属養護学校幼稚部における早期教育相談（附属養護学校との協同）を実施している。電話による発達障害相談では、そのねらいの1つとして「公的機関として、発達障害児者に関わる様々な人や地域住民へのサポート的役割の一端を担う」ことがあげられている。相談の対象・内容としては、育児や教育相談＜障害児をもつ保護者相談＞：発達障害児者の保護者の育児や家庭での対応について相談をうける、特殊教育に関する相談＜従事者相談＞：教師や保育士、福祉機関の指導員などによる指導上の問題に関する相談を受ける、情報ガイド：発達障害児者の保護者、教師、保育士、その他の従事者への保育や教育、療育、福祉に関する地域システムや具体的な情報相談、療育・教育機関に関する情報をガイドすることがあげられる。相談担当者としては特殊教育研究施設の発達障害相談係が中心に行い、ケースに応じて所員のなかから適任者を選出し対応している。

## ・発達障害児に対する教育相談の現状

発達障害児に対する教育相談の現状をみるために、筆者の知的障害養護学校における相談実践と東京学芸大学特殊教育研究施設での相談事業の資料に基づいて、相談機会、相談内容、相談システムといった観点からまとめてみたい。

### 1．相談機会

相談機会としては主に保護者が担任または教育相談担当者へどのような機会に相談をし

てくるかに関して整理をしてみたい。筆者の知的障害養護学校での在籍幼児・児童・生徒の保護者への相談実践を顧みると、相談の機会としては、日常的にやりとりが行われている「連絡帳」をはじめとして、保護者と担当者が顔を合わせる機会となる「個別面談」時や「保護者会」時、「家庭訪問」時、「学校行事などでの来校」時、「登下校の送迎」時などが挙げられる（Table.1 参照）。また保護者から担任への電話や E-mail が相談機会となることがある。

Table.1 盲・聾・養護学校における相談機会

連絡帳のやりとり
個別面談時
保護者会時
家庭訪問時
学校行事などでの来校時
登下校の送迎時
保護者からの電話やE-mail

一方で、東京学芸大学教育学部附属養護学校幼稚部の早期教育相談部門では、その相談機会は電話または直接来校によるものとなっている。その相談が継続した場合は、個別面談やグループ指導による継続相談の形態を取ることがあるが、それに至るまでの「インテーク」や「専門相談」では電話相談によって行われている。

同養護学校の発達障害相談就学児部門における相談（平成 13 年度分）での相談方法の内訳では、Table.2 に示したように E-mail での相談が多くを占めており、続いて電話による相談、面接による相談、さらに地域の小学校へ担当教員が直接訪問して学級担任と相談を行う訪問の相談がある。

また東京学芸大学附属特殊教育研究施設の発達障害相談事業では、発達障害相談係を中心に、電話によるインテーク相談を行い、専門的な相談を必要とした場合は、係によるケース会議の後、所員の中の適任者の選出を行い、専門相談としての電話相談および面接による相談

Table.2 発達障害相談就学児部門相談機会

①E-mailによる相談	28件	47%
②電話による相談	18件	30%
③面接による相談	9件	15%
④地域学校への訪問による相談	4件	8%

が実施されている（東京学芸大学特殊教育研究施設，2003）。

これらのことから、相談事業の場合は電話や E-mail などによる相談が中心を占めているが、盲・聾・養護学校における在籍児童・生徒の保護者への教育相談では、その相談機会は多彩であることが特徴として言える。さらにその機会は「連絡帳のやりとり」や「個別面談」などといった本来の機能に付加した形で、保護者からの相談の持ちかけといった特徴があるように思われる。つまり、保護者は日常的に担任や相談担当者に対して相談できる機会を多く持っている。

しかし、盲・聾・養護学校での相談において保護者との面談が必要となった場合は、その期を逃さず相談を受けられる体制が必要であることは言うまでもないが、現状として担任または教育相談担当者は本務である児童生徒の授業を行ってから、または諸会議がない時間に相談時間を設けることになる。学校において教員が勤務時間帯で相談時間を確保していくことの難しさがあることは否めない。日々の教育実践の中にどのように相談時間を確保していくかが課題である。

## 2. 相談内容

次に発達障害児の教育相談において寄せられる相談内容にはどのようなものがあるのかを整理してみたい。

### 1) 東京学芸大学特殊教育研究施設における発達障害相談事業での相談内容

東京学芸大学特殊教育研究施設における発達障害相談に 1 年間で寄せられた相談内容をまとめたものが Table. 3 である（東京学芸大学特殊教育研究施設，2003）。

Table.3 主訴分類  
（相談者からの重複相談件数 総数 435 件）

発達の遅れに関する相談	113件
言葉の遅れに関する相談	14件
障害理解に関する相談	46件
育児に関する相談	26件
進路・就学・転学に関する相談	30件
ことば（吃音）に関する相談	14件
問題行動に関する相談	36件
療育・専門指導機関の情報提供に関する相談	61件
学習の遅れに関する相談	42件
療育や指導に関する相談	11件
発達検査・コンサルティング	42件

これらの主訴分類を見ると、大きく4つの内容が考えられる。つまり、保護者からの相談であって、障害の理解、育児、発達・学習の遅れ、就学・進路など我が子に関する相談内容。

発達障害児者の保護者や特殊教育等の従事者への保育や教育、療育・教育機関に関する情報提供。特殊教育等の教師や保育士、福祉機関の指導員などによる指導上の問題に関する相談。発達検査・コンサルティング(といった専門性を必要とし、関連機関と連携が必要な相談)である。

## 2) 知的障害養護学校における保護者からの相談内容

筆者の知的障害養護学校での実践において在籍児童・生徒の保護者から寄せられた相談内容を Table.4 にまとめた。

相談内容としては、家庭での子育てに関する相談や進級・進学・就労にあたっての相談、地域生活・余暇活動充実のための相談など我が子に関する相談内容がある。それに加えて、家族やきょうだいに関する相談や他の保護者との適切な関係に関する相談などといった家族や

Table.4 保護者から寄せられる相談内容

家庭での子育てに関する相談
進級・進学・就労にあたっての相談
地域生活・余暇活動充実のための相談
家族やきょうだいに関する相談
他の保護者との適切な関係に関する相談
学校での指導に関する要望
療育・専門指導機関の情報提供に関する相談

保護者本人の相談内容が寄せられることがある。さらには学校での指導に関する要望が寄せられたり、療育・専門指導機関の情報提供を求めてくることもある。

これら知的障害養護学校の保護者から寄せられる相談内容の特徴を東京学芸大学特殊教育研究施設における発達障害相談事業での相談内容との比較から検討してみたい。

両者での比較をすると、ともに共通している相談内容としては、障害の理解、育児、発達・学習の遅れ、就学・進路など我が子に関する相談内容があげられる。しかし、知的障害養護学校での我が子に関する相談内容の中には地域生活・余暇活動充実のための相談があり、より生活全般に関しての相談内容が含まれていることがうかがわれる。また、療育・専門指導機関の情報提供に関する相談も共通する内容であるが、知的障害養護学校での情報提供は児

童・生徒が通う地域における情報であることが多い。

両者における相談内容の違いとしては、知的障害養護学校での相談内容には家族や保護者本人に関する内容があげられる。日頃の子育ての大変さや学校という組織の中で保護者が抱える悩みを訴えてくる場合がある。また、学校での指導に関する要望はセンター機能を持つ相談機関には見られない相談内容である。

一方で、センター機能を持つ相談機関としての東京学芸大学附属特殊教育研究施設への相談内容は多岐に渡り、幅広いものとなっている。これは、東京学芸大学附属特殊教育研究施設ではさまざまな専門性を持ったスタッフが存在しており、その相談内容に対応できるが為の結果だと思われる。特に発達検査・コンサルティングなどの相談への対応にはより専門的な知識・技能が必要とされる。この専門的な知識・技能は今後、盲・聾・養護学校がセンター機能を持っていこうとしたとき、特に地域の幼稚園・保育園・小学校・中学校への支援を行っていこうとしたときに必要になってくるものだと思われる。

## 3. 相談のシステム

寄せられた相談内容に対してどのような相談・対応をしているかについて、2つの相談業務の流れをみることによって検討してみたい。

### 1) 東京学芸大学教育学部附属養護学校幼稚部の発達障害相談の流れ

東京学芸大学教育学部附属養護学校幼稚部の発達障害相談では、発達の遅れのある幼児への就学前教育、発達に遅れのある幼児の発達相談、発達に遅れのある幼児をもつ親への支援を目的として、保護者および幼児に対する面談による早期教育相談と発達障害相談グループ指導・グループ面談を実施している(橋本ら, 2000)。

東京学芸大学教育学部附属養護学校幼稚部の発達障害相談の流れを Fig.1 に示した。先述したように相談受付は電話または学校への直接来校によって行われ、インテークが実施される。インテークで対応する者は附属養護学校の教員であり、そのインテークによって、主訴、主訴に関わる情報、相談者の基礎的な情報を聞き取ることになる。さらにインテークと同時に相談内容への対応も行っている。それには障害理解への助言、育児への助言、発達の遅れへの助言、進路や就学への助言、地域資源の情報提供があげられる。相談はここまでの「受

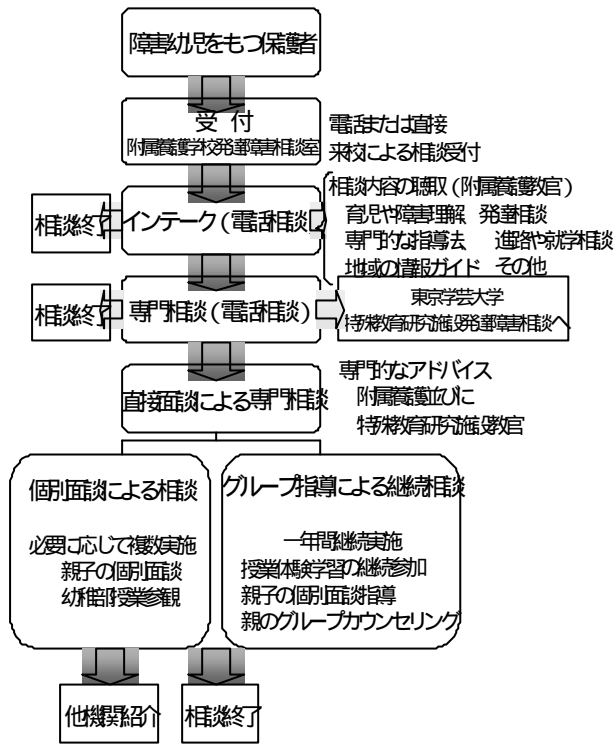


Fig. 1 東京学芸大学教育学部附属養護学校及び附属の発達障害相談システム

付 インテーク 電話相談」によって終了する場合とその後相談が継続される場合がある。継続される場合は、インテークを行った附属養護学校の教員が継続していく場合とより専門的な相談を必要として東京学芸大学附属特殊教育研究施設の教官へと相談を移行する場合がある。それまでの相談を経てさらに相談が継続する必要がある場合は個別面談による相談を行ったり、グループ指導による継続相談が行われたりする。

## 2) 東京学芸大学特殊教育研究施設における発達障害相談事業の流れ

東京学芸大学特殊教育研究施設における発達障害相談事業の流れを Fig. 2 に示した。この発達障害相談業務では、発達障害相談係を中心に、インテーク相談（電話相談）を行い、専門的な相談を必要とした場合は、係によるケース会議の後、所員の中の適任者の選出を行い、専門相談を実施する。相談内容が難しいケースに関しては、随時拡大ケース会議を実施し、対応にあたる。この際、関連領域研究の所員も参加し、幅広い見地からの相談にあたることになっている。

この2つ発達障害相談事業の流れから盲・聾・養護学校で保護者に対して行われる相談の流れとの相違を考えると、まず、盲・聾・養護学校での保護者への教育相談には2つの相談事業に見るような相談の流れが明確になっていない。これは担任の裁量で相談が行われ

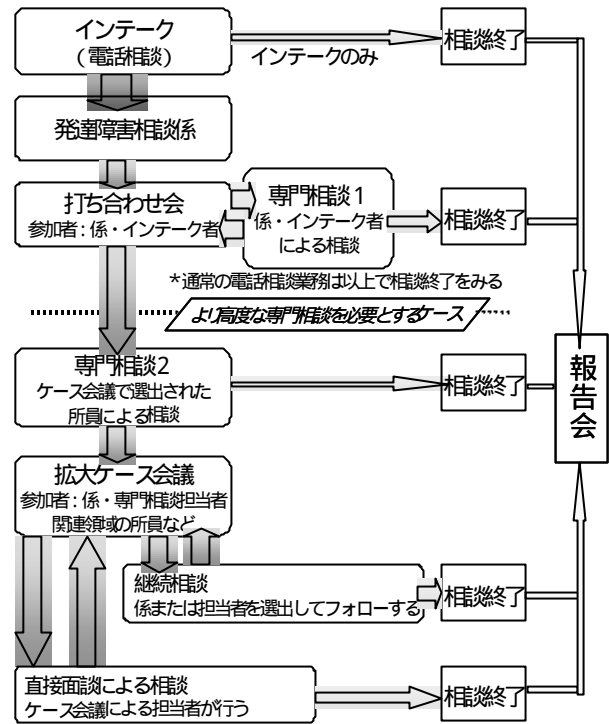


Fig. 2 東京学芸大学附属特殊教育研究施設発達障害相談業務のフローチャート

ていることが多いためでもあると思われる。一方で、先述したように相談機会が盲・聾・養護学校で行われる相談の方が多彩である。さらに、2つの相談事業ではインテーク時に相談の主訴を聞き、主訴に関わる情報、相談者の基礎的な情報を聞き取ることになるが、盲・聾・養護学校で行われる保護者への相談の場合は基礎的な情報量ははるかに多いことが特徴的である。つまり、教育活動の一連としてすでに児童・生徒の実態の把握、さらには相談者である保護者と連携はとれているので、相談が寄せられた時点で、主訴に関わる新たな情報を聞き取る必要はあっても、相談者の基礎的な情報を聞き取る必要性はない。この本人や保護者に関わる多面的な情報を持ち得ていることによって、相談への対応にも若干の違いが出てくると思われる。つまり、保護者の相談内容によって、保護者の悩みや要望に耳を傾け、それを全面的に受け入れて、気持ちの安定を図る必要がある場合や逆に子育てや発達・学習の遅れ、就学・進路など相談内容に対して、より積極的な指導を展開させていくことが必要となる場合がある。また盲・聾・養護学校では、保護者から担任や教育相談担当者へ相談が寄せられる場合と、それとは逆に担任や教育相談担当者から保護者へ相談が持ちかけられる場合がある。後者の場合、担任や教育相談担当者が日頃の学校生活での子どもの様子を見ていくなかで、以前と様子が変化した場合や直接話をした方が

良いと判断される場合である。

このように盲・聾・養護学校での在籍児童・生徒の保護者への相談では、まだ明確な相談の流れを持ち得ていないが、本人・保護者に関わる情報を相談担当者がすでに豊富に持っているため相談の展開が相談内容に応じて受容的になったり、指導的になったりと柔軟な対応が可能である。しかし、相談を展開して行くにあたって、必ずしも相談担当者以外のより専門的な意見を得られる機会は持ち得ていないようにも思われる。

### ・新たな教育相談システムの構築に向けて

冒頭での述べたように、盲・聾・養護学校が果たすべき今後の役割の1つとして、地域の特別支援教育のセンター機能を有していくことが求められている。そこで求められる機能としては、特殊教育に関する教育相談センター機能、特殊教育に関する研修センター機能、教材、教具や人材の提供センター機能、情報の収集・提供センター機能、障害児(者)の生涯学習の支援センター機能、障害児(者)の理解・啓発センター機能などがあげられている(皆川, 2003)。教育相談センター機能の具体としては、乳幼児から成人に渡るまでの発達障害相談、教育相談に応じていくこと、地域の幼稚園・保育園、小学校、中学校に在籍している障害児への巡回指導や支援、地域の幼稚園・保育園、小学校、中学校の教員に対する指導・助言があげられる。

これら地域の特殊教育センターとしての機能していくための必要な条件としては、専門性の確保：現在の教員の専門性を高める必要性、担当者の配置：相談したり、巡回したりする教員の枠が必要、他機関との連携：関係機関とのネットワークづくりが必要、施設・設備の確保：教育相談機能を果たす教室を設ける必要がある(宮崎, 2003)。

我が国では、現在、特殊教育諸学校のうち、盲学校や聾学校等において教育相談を行う取り組みが活発にはなっている。さらに地域特性に応じて養護学校においても先駆的にセンター機能をもって地域に貢献している学校があったり、平成13年度から実施された「障害のある子どものための教育相談体系が推進事業」に基づいて、相談機能を強化していった学校もある。また、これまで述べてきたように在籍児童・生徒の保護者への相談においてもそ

の利点が多く存在する。求められている機能に対して盲・聾・養護学校での教育相談が対応していくためには相談機能として何を付加していけば良いかを述べる。

### 教育相談担当等の専門スタッフの位置づけ

今後の特別支援教育のあり方(文部科学省, 2003)にはセンター機能を持たせていくために、学校内および関係機関や保護者との連絡調整役としてのコーディネーター的な役割を担う者(特別支援教育コーディネーター(仮称))の存在が必要であると述べている。さらに「専門の部署の設置等による相談支援体制の充実、地域の研修会等の企画や支援を通じた指導上の知識や技能の小・中学校への普及等の取組を積極的に行うことについて具体的な検討を行うことが必要である。」と述べている。今後、盲・聾・養護学校がセンター機能を持たせていくためには教育相談担当等の専門スタッフを公務分掌上明確に位置づけることがまずは必要となってくる。その際、専門スタッフは日々の授業には関わらず、相談専門の業務を実行していくような柔軟な対応も必要となってくると思われる。それによって、相談時間の確保ができ、そこから相談システムの構築の第一歩につながっていくと思われる。つまり、相談システムの構築に関しては、専門スタッフの存在によって、備えなければならない相談業務としての役割の整理を行う必要性が生じてくる。ここでは、在籍児童・生徒の保護者への相談といった組織内部の相談活動の役割・内容と地域の幼稚園・保育園・小学校・中学校といった組織外部への相談事業での役割・内容とが、整理される必要性が自ずと出てくる。また外部専門機関との連携において何をどこまで行ったらいいのかが明確になってくるとと思われる。それによって盲・聾・養護学校がセンター機能としての相談事業の流れが構築されていくであろう。

### 専門性の向上

盲・聾・養護学校での保護者への相談内容としては、家庭での子育てに関する相談や進級・進学・就労にあたっての相談、地域生活・余暇活動充実のための相談など我が子に関する相談内容、家族やきょうだいに関する相談や他の保護者との適切な関係に関する相談などといった家族や保護者本人の相談内容があげられた。地域・本人・保護者・家族に密着した相談内容である。それに対しては、本人や保護者に

関わる多面的な情報を持ち得ていることによって、相談内容に応じた相談の展開が可能になることが示唆された。またより生活に密着した情報の提供、指導助言が可能になると思われる。これらのことから考えるとセンター機能を持った場合、地域の幼稚園・保育園、小学校、中学校の幼児・児童・生徒の実態、さらには保護者の情報をより詳細に把握する技能を獲得する必要がある。しかしながら、この幼児・児童・生徒の実態を把握するためには専門的な知識・技能が必要となってくる場合がある。これまでの学校教育では、学校や幼稚園、保育園、施設などのカリキュラム（教育・支援目標）に基づいて、子どもがどの段階や水準にあるのかを把握する実態把握が中心であったと思われる。また幼児・児童・生徒が関わるさまざまな生活場面においても本来の力が発揮されているかどうか、発揮されないならばその環境的な阻害要因は何かを把握していくことも行われてた。しかし、幼児・児童・生徒の実態を把握するためには心理的な側面（認知面・精神面など）、身体的な側面（運動機能・生理機能・感覚機能など）、行動（コミュニケーション・周辺処理・余暇活動など）を多面的に捉える必要があり、標準化された知能検査・発達検査・学力検査などを用いて、障害児の諸側面を定量的、客観的に把握する必要性もでてくる。これらの実態把握を地域の幼稚園・保育園・小学校・中学校へ出向いた時に滞りなく実施できる技量が必要となってくる。専門性の向上にはさまざまな面で必要となってくるがまずは子どもの実態を多面的に取られることが出来る専門性の向上が必要であると思われる。

### 学校システムの実態を把握

通常学級の担任が発達障害児の教育相談担当者に求めることは多岐に渡ることがある。個々のケースの障害特性の理解や学校のさまざまな場面での具体的な援助方法であることはもとより、そのケースとクラス全体の関わりといったクラス運営であったり、担任を支える学校内での支援体制に関する事であったり、さらには学級担任と保護者との共通理解促進であったりする。これら多岐に渡る学級担任からの相談内容に対応していくためには幼稚園・保育園、小学校、中学校の学校システムの実態を把握することが必要となってくる。

### 相談機会の拡充：E-mail の活用

盲・聾・養護学校での保護者からの相談機会の特徴として日常的に相談できる機会が多くあるということがあげられたが、学校の教員は日々の授業や諸会議によって多忙であるため、面談の時間を設定していくことが困難であることは否めない。相談者が相談を思い立ったときを逃さず対応できよう相談機会の拡充が必要である。その1つとなりうるのが E-mail の活用である。これによってセンター機能化の際に地域からの相談を受け付ける機会の拡充につながる。

しかし、E-mail は電話や面談での相談と異なり、文字のみの情報となるので、声や表情、動作などの相手の感情が情報源としてないことが特徴となる。一方で小林（2003）が指摘するように E-mail での相談は 相談内容を表現するだけでも癒しの効果がある、記述することで問題の整理ができる、引用符「>」付きの返信によって相談者の意見とコメントを照らし合わせて、相談者の思考過程を振り返ることが出来る、匿名で相談出来るなど利点がある。これらの利点も活かしながら、相談機会の拡充のために E-mail の利用を検討していく必要がある。

### 教育相談を行う際の柔軟な体制

教育相談を行う際、誰がどの範囲で対応していくかを柔軟に検討していける機会が必要である。学校内での相談に関する対応の範囲としては 学級担任だけの場合、教育相談担当者だけの場合、学級担任に教育相談担当者等を含める必要がある場合、組織内での連携が必要な場合、外部のより専門的知識・技能を持つ者を含める必要がある場合が考えられる。さらに地域の幼稚園・保育園、小学校、中学校などへの支援をしていく場合にも、学級担任への指導・助言のみの場合、幼児・児童・生徒への指導も必要な場合、保護者も含めて支援する必要がある場合、学校組織全体への支援が必要な場合、学校組織と外部組織との連携をコーディネートする必要がある場合などが考えられる。

以上のように、今日の特別支援教育への流れのなかで、通常学級での児童生徒の教育相談に関するニーズがますます多様化され、またその問題も専門的対応が必要とされると予想される。しかし、外への相談業務だけでなく、在籍

児童・生徒の保護者への相談活動も充実させていく必要がある。ニーズの多様性、専門性、そして対象の広がりに対応していくことができる教育相談の機能を備えたシステムが必要である。

### 文献

- 1)橋本創一・喜多尾哲・菅野敦・伊藤良子・林安紀子・池田一成・大伴潔・奥住秀之(2000) 知的障害養護学校幼稚部における早期教育相談に関する研究 - 相談指導の形態と子ども変容による検討 - .特殊教育学研究 ,37(5) , 99-110 .
- 2)小林正幸(2003) eメール相談の特徴と活用の留意点 .学校教育相談 2003年1月号 , 22-25 .
- 3)皆川春雄(2003) 地域における盲・聾・養護学校の役割 - 地域の特別支援教育のセンターとして - .特別支援教育 , 10 , 2-3 .
- 4)宮崎英憲(2003) 盲・聾・養護学校のセンター的役割 - 特別支援教育を推進するために - .特別支援教育 , 9 , 4-9 .
- 5)文部省(1999) 盲学校、聾学校及び養護学校 教育要領・学習指導要領 文部省告示 . 大蔵省印刷局 .
- 6)文部省(2000) 盲学校、聾学校及び養護学校学習指導要領(平成11年3月)解説 - 総則等編 - .海文堂出版株式会社 .
- 7)文部科学省(2003) 今後の特別支援教育のあり方(最終報告).特別支援教育 ,10 ,10-26 .
- 8)東京学芸大学特殊教育研究施設(2003) 発達障害相談事業・2002年の概況 .特殊教育研究施設事業報告 2002 , 21-35 .
- 9)山口正二(1999) 教育相談 . 中島義明・安藤清志・子安増生・坂野雄二・繁榎算男・立花政夫・箱田裕司(編),心理学辞典 ,178-179 , 有斐閣 .